

ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)

1 保証対象者

県内に事業所を有し、保証対象業種を営む下記のすべての要件を満たす中小企業者

ココをチェック!!

通常の保証料率より0.1%優遇されています

2 資 格 要 件

(1)せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であること
(2)一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けていること

3 保証限度額

5,000万円

4 資 金 使 途

運転資金・設備資金

ココをチェック!!

瀬戸内観光の活性化に資する資金に限られます

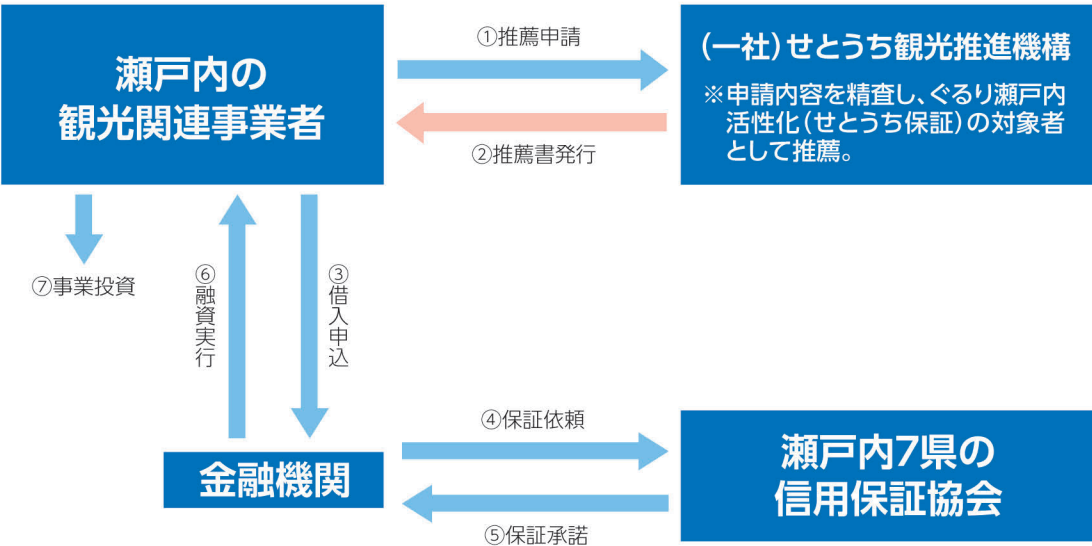
5 保 証 期 間

10年以内(据置期間1年以内含む)
ただし、一括返済の場合は1年以内

6 そ の 他

※瀬戸内7県の信用保証協会(兵庫県・岡山県・広島県・山口県・香川県・徳島県・愛媛県)がせとうちDMOの取り組みに協調し、平成29年5月1日から取扱いを開始しました。
※「せとうちDMO」とは、瀬戸内エリア全体の観光地を活性化させて、地域全体を一体的にマネジメントしていく組織のことをいいます。
※「せとうちDMO」は、一般社団法人せとうち観光推進機構と株式会社瀬戸内ブランドコーポレーションを中心に構成されており、瀬戸内ブランドの確立と瀬戸内地域の価値の最大化を図るため、瀬戸内が有する様々な観光資源を最大限活用し、様々な関係者とともに、持続可能な観光地経営に取り組んでいます。

〈ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)に係る事務処理フロー〉



【推薦願の様式】

年 月 日

推薦願

一般社団法人せとうち観光推進機構 御中

住所
会員名
代表者名

今般金融機関より下記資金を借り受けるにあたり、ぐるり瀬戸内活性化保証制度を活用したく、申請します。

記

1. 借入申込金額

円也

2. 資金使途(該当する項目に○をして下さい)

該当	資金使途の内容
☐	インバウンド観光客のニーズに対応するための事業拡大や設備増強を行う等のインバウンド対応資金
☐	新たな観光サービスや商品の提供に取り組み等、新規事業の創造、事業化を図るための資金
☐	魅力ある地域の食材・商品のブランド化や販路拡大に取り組み等、既存事業の成長を図るための資金

以 上

年 月 日

推薦書

県信用保証協会 御中

広島市中区基町10番3号
一般社団法人せとうち観光推進機構 印

上記は、ぐるり瀬戸内活性化保証制度に適合する資金の申請であり、推薦します。

以 上

特記事項(申請者の事業概要等)

(注)本推薦書の発行日から3ヵ月以内に信用保証協会に対して、ぐるり瀬戸内活性化保証制度の申込みを行う必要があります。

(注) 本推薦書の発行日から3か月以内に信用保証協会に申込みを行う必要があります。